

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

大学生及び大学院生だった平成7年度から11年度までの間、毎年、黒いかばんを持った訪問員に国民年金保険料の免除申請をしていたので、申立期間のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学生だった頃は、経済的に余裕が無く奨学金をもらっており、国民年金保険料については、毎年、黒いかばんを持った訪問員が持参した書類に判を押して免除申請を行っていた。」と具体的に供述しているところ、その訪問員について、A市は、「市役所職員であった可能性が高い。」、B市は、「国民年金推進員が行っていた。」としていることから、申立人の申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

また、申立人のオンライン記録から、申立期間の前後である平成7、8年度及び10、11年度については、毎年5月（平成7年度は、20歳到達月である*月）に保険料の免除申請を行い、承認を受けていることが確認できる。

さらに、国民年金保険料の学生免除を受けるには、扶養元の世帯における前年の所得状況が基準を満たしている必要があるが、申立人の両親の厚生年金保険の標準報酬月額、申立期間の前後においてほぼ同額である上、申立期間の前年である平成8年分の標準報酬月額から申立人の両親の所得状況を検証したところ、免除認定基準を満たしていることが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月及び同年6月

20歳になったときに、専門学校 학생としてA市に住んでいたが、実家の母親がB市の出張所で国民年金の加入手続を行い、自宅近くの郵便局で毎月保険料を納付していたので、申立期間の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は、申立期間の2か月のみであり、厚生年金保険から国民年金への切替も適切に行われている上、申立人の保険料を納付していたとするその母及び父は、長期間にわたって保険料の納付を続けており、当該期間と同期間についても、保険料を納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、平成5年6月頃であることから、払出時期からすると、申立期間は過年度納付が可能な期間であると考えられ、当該期間後の3年7月から5年3月までの期間を過年度納付しながら、2か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成17年6月1日から20年9月10日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、17年6月及び同年7月は26万円、同年8月は36万円、同年9月から18年3月までは38万円、同年4月から19年3月までは44万円、19年4月から同年12月までは47万円、20年1月は44万円、同年2月から同年5月までは47万円、同年6月及び7月は44万円、同年8月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額の記録を、61万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月21日から20年9月10日まで
② 平成19年12月25日

ねんきん定期便の厚生年金保険の記録を見ると、申立期間①について標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額と大幅に相違している。また、申立期間②に係る賞与についても、保険料が控除されているにもかかわらず、記録されていない。源泉徴収票と一部の給与明細書を提出するので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年

金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与所得の源泉徴収票、A社に係る一部の給与支給明細書及び顧問税理士事務所の保管する所得税源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額を平成17年6月及び同年7月は26万円、同年8月は36万円、同年9月から18年3月までは38万円、同年4月から19年3月までは44万円、19年4月から同年12月までは47万円、20年1月は44万円、同年2月から同年5月までは47万円、同年6月及び7月は44万円、同年8月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所を管轄する年金事務所が保管する平成17年度以降の健康保険・厚生年金保険算定基礎届は、全てオンライン記録と一致しており、標準報酬月額を訂正した記録も見当たらないことから、事業主は、所得税源泉徴収簿及び一部の給与支給明細書等で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成16年6月21日から17年6月1日までの期間については、申立人が所持する給与所得の源泉徴収票及び顧問税理士事務所の所持する所得税源泉徴収簿から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

2 申立期間②について、顧問税理士事務所の保管する所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成19年12月25日においてA社の事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、当該源泉徴収簿の当該賞与に係る厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、61万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「当時の資料が無く、保険料の納付については不明。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月20日から同年7月1日まで

昭和40年にA社に入社以来、平成17年3月末日で退職するまで継続して勤務していたが、B県からC県に転勤になった際の年金記録が欠落している。同一企業内の転勤であり、厚生年金保険料も控除されていたと思われるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、現在、A社が属するDグループの福利厚生部門を一括管理しているE社が保管している社員名簿から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社B支社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該名簿によると昭和46年6月16日付けと記載されているが、月の半ばで異動した者に係る給与の支給及び保険料の控除について、当該事業所は「慣例として、異動前の事業所で異動した月に係る給与の支給及び保険料の控除を行い、資格の喪失日については翌月1日として届出を行っているため、申立期間についてはB支社で給与を支給し、厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と、回答している上、申立期間以降の7回の異動において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日はいずれも1日付けとなっていることがオンライン記録で確認できることから、申立人のA社B支

社における資格喪失日は、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社における昭和46年5月のオンライン記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E社では、「A社B支社で納付したと思われる。」と、回答しているが、それを示す具体的な資料は無く、申立人に係る厚生年金保険の記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、当該事業所の事業主が同年6月20日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月30日から同年4月24日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社での標準報酬月額について、30万円から15万円に引き下げられている期間があった。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成7年1月30日の厚生年金保険被保険者資格取得時決定により30万円と記録されていたところ、同年4月24日付けで、資格取得日(同年1月30日)に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人以外で平成7年1月1日から同年3月末日までの間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月以降も在籍した従業員18人のうち13人においても、申立人同様、同年4月24日付けで標準報酬月額が資格取得日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

さらに、当該事業所における当時の社会保険及び給与事務担当者は、「経営コンサルタントの指示で、会社の社会保険料の負担を軽減させるため、平成7年4月に役員を除く大半の従業員の標準報酬月額を15万円に引き下げるようになった。同年4月に随時改定できない従業員については、資格取得日に遡って標準報酬月額を訂正することになった。」と証言している。

加えて、当該担当者は、「当該従業員については、当初は、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料を控除していたが、遡及訂正に伴い生じた保険料の差額を還付又は翌月以降の保険料に充当することは無かった。」とし、申立人と同

様に標準報酬月額を資格取得日に遡って減額訂正された複数の従業員は、「標準報酬月額の減額訂正により、差額保険料を返還又は翌月以降の保険料に充当するとの説明を会社から受けた記憶は無い。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間において、申立人の給与から標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記社会保険及び給与事務担当であった従業員の証言から、事業主が標準報酬月額の遡及減額訂正に係る届出を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木厚生年金 事案 1405～1421（別紙一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成20年7月18日

A社から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、当該賞与に係る年金記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された給与明細書における厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出することを失念していたとしており、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

標準賞与額一覧表

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	標準賞与額
1405			女	昭和 28 年生		31万4,000円
1406			男	昭和 21 年生		45万7,000円
1407			男	昭和 21 年生		27万6,000円
1408			男	昭和 25 年生		41万9,000円
1409		死亡	男	昭和 24 年生		35万2,000円
1410			男	昭和 23 年生		45万7,000円
1411			男	昭和 19 年生		29万5,000円
1412			男	昭和 39 年生		30万4,000円
1413			男	昭和 40 年生		36万2,000円
1414			男	昭和 33 年生		34万3,000円
1415			男	昭和 53 年生		26万2,000円
1416			男	昭和 24 年生		38万1,000円
1417			女	昭和 26 年生		38万1,000円
1418			男	昭和 33 年生		36万2,000円
1419			男	昭和 25 年生		32万3,000円
1420			男	昭和 51 年生		27万1,000円
1421			男	昭和 52 年生		27万1,000円

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年3月まで
昭和57年11月に病院を退職して、国民年金に任意加入し、義父の保険料と合わせて二人分を3か月ごとに役場内の銀行で納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、病院を退職した昭和57年11月に国民年金に任意加入し、義父と二人分の保険料を3か月ごとに役場内の銀行で納付していたと主張しているが、申立人が所持する年金手帳では、資格取得日は「昭和61年4月1日(3号)」となっており、この取得日は、町の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることから、申立人が、申立期間当時、国民年金の被保険者であったことが確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として、昭和59年1月から61年8月までの家計簿を提出し、「『税金』として記載されている金額に、義父と自分の国民年金保険料が含まれている。」としているが、その家計簿に「税金」として記載されている金額の大部分は、申立人が納付していたとする保険料額(2名×3か月分)を下回っている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書等)は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和51年1月から同年3月まで

20歳以前から姉が嫁いだ精肉店に勤務し、姉夫婦の家に同居していた。姉の義母に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料については、姉夫婦の分と一緒に納付してくれていたと聞いているので、申立期間について、姉夫婦が納付済みとなっているのに、自分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人に係る国民年金の手続を行っていたとする姉の義母は他界していることから、申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「姉の義母が、姉夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたのに自分だけが未納とされているのはおかしい。」と申し立てているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立期間の前後について申立人及び姉夫婦の納付状況をみると、昭和44年10月から47年3月までの期間について、姉夫婦が現年度納付となるところ、申立人は過年度納付となるところ、51年4月から53年3月までの期間について、姉夫婦が現年度納付（前納）となるところ、申立人については現年度納付（定額保険料）又は過年度納付となっているこ

とから、申立人の納付状況が姉夫婦と同一であったとは認め難い。

さらに、上記の特殊台帳から、申立期間①及び②について、未納者カードが作成されていたことが確認できる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から22年11月25日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いが、この間、A社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の具体的な供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた同僚から、申立人の勤務期間や厚生年金保険料控除について具体的な証言を得ることはできない上、申立人と同職種であったとされる当該同僚については、オンライン記録によると、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、他の複数の同僚に照会しても、申立人について覚えておらず、申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は既に解散しており、事業主及び社会保険事務担当者の連絡先を特定することができず、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立期間について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 42 年 1 月 10 日まで

申立期間当時、A社又はB社に勤務していたが、年金の記録では厚生年金保険の加入期間となっていない。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和42年1月から同年10月まで勤務していたとするC社の事業主の妻は、「当時、B社の社長が体調を崩し、事業所も休業状態となったことから、当社の社長が、当該事業所の社長から申立人の就職を頼まれたので雇用した。」と証言していることから、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、その妻は、「当該事業所は個人経営であり、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

また、申立人は、「事業所名は、A社からB社に変更されたが、いずれもその名称に株式会社とか有限会社とかは付いていなかったと思う。」と供述しており、オンライン記録を調査しても、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、申立人は、当該事業所の事業主、その妻、及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで

A社に就職した際、社長と話し合いを行い、社会保険に加入するという約束で入社したため、申立期間について、厚生年金保険に加入していない記録となっているのは納得がいかないので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の事業主の妻及び同僚に照会したところ、申立人が当該事業所に勤務していた旨の証言が得られた。

しかしながら、その妻は、「申立人は社会保険には加入しない雇用条件で入社した。」としており、当該事業所に係るオンライン記録において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人が挙げた複数の同僚に照会しても、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入及び保険料控除に係る証言を得ることができなかった。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 1 日から 10 年 2 月 25 日まで
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、標準報酬月額が下がった記憶は無い。申立期間は、給与の月額は 50 万円だったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 2 月 25 日以降の同年 12 月 22 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、登記簿謄本により、申立人が、当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所について相当額の厚生年金保険料の滞納があったことを認めている上、申立期間に係る上記の標準報酬月額の減額訂正処理を、社会保険事務所（当時）が、代表取締役である申立人の同意を得ずに、又は一切の関与も無しに、無断で処理を行うことは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1426 (事案 295 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
A社B出張所(現在は、A社)に昭和 35 年 4 月頃から勤務したが、厚生年金保険の記録では 36 年 3 月 1 日から被保険者となっている。試用期間はあったと思うが、雇用保険は 35 年 8 月 1 日から被保険者となっている記録が確認できるので、厚生年金保険についても同日から被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の保管する退職者台帳から、申立人と同時期に入社した同僚についても申立期間は試用期間であることが確認できること、また、当該同僚が、「入社後、試用期間があり、その期間は厚生年金保険には加入していなかった。」と証言していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 5 月 21 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の結論に納得がいけないとしているが、新たな資料は提出しておらず、再聴取に当たり申立人が挙げた元同僚は、「私は、申立人と同じ日(昭和 35 年 4 月頃)に入社したが、正式採用は昭和 35 年 11 月 1 日だった。」と回答しているところ、オンライン記録により当該元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は申立人と同じ、36 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、当該事業所人事部に再度照会したところ、「既に提出した人事記録のとおり、申立人は昭和 35 年 11 月 1 日以降試用により入社したことは間違いはない。ただし、日給との記載があり、厚生年金保険の被保険者となっていたかは不明だが、その可能性は低いと思われる。」と、従前と同様の回答を得た。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。